

健康保険が使えないとき

健康保険で療養が受けられるのは、診療の必要が認められる状態のときです。
こんなときは健康保険でかかることができませんので注意してください。

健康保険で
かけられない場合



健康保険で
かけられる場合



仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきがなど

治療を必要とする症状があるもの

回復の見込みがない近視、遠視、乱視など

視力に変調があつて診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋

美容のための整形手術

けがの処置のための整形手術

身体の機能にさしさわりのない先天性疾患

美容のためでなく、社会通念上治療の必要があると認められるもの

予防注射や予防内服

傷口から感染の可能性がある場合の破傷風の予防注射など

健康診断、生活習慣病検査、人間ドック

検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療

正常な妊娠・出産

妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの

経済的理由による人工妊娠中絶

経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶